

横浜市行政不服審査会答申
(第172号)

令和8年8月12日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「行政証明不交付決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

2 事案の概要

本件は、審査請求人が、●●区長（以下「処分庁」という。）に対し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 20 条第 4 項に基づき令和 7 年 1 月 27 日付けで行った、筆頭者を審査請求人の依頼者の妹の夫とする戸籍の附票の全員の写しの交付の申出（以下「本件申出」といい、本件申出のために処分庁に提出した戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書を「本件申出書」という。）について、処分庁が、本件申出書の利用目的欄に記載された事項から戸籍の附票の全員の写しを必要とする理由が不明であり、同項に基づく申出として相当ではないと判断して交付しない旨の本件処分を行ったことから、審査請求人が本件処分を不服としてその取消しを求める事案である。

3 法令等の規定

別紙「関係法令等の定め」のとおり（同別紙で用いた略称は本文中でも用いることとする。）。

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 特定事務受任者が、法第 20 条第 4 項に基づき、戸籍の附票の写しを請求する際には、請求対象者について個別に理由を記載することを法は要求しておらず（「日本司法書士会連合会 1 号様式」の書式にも当該理由を記載する欄はない。）、かかる請求を拒むことができるのは、「不当な目的によるもの」や「疑義を生じせしめる特段の事情があるとき」に限られる。
- (2) 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「行手法」という。）第 46 条が「適用除外とされた処分・行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続きについて、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定していることから、法第 32 条があるからといって、手放しで適用除外となるものではない。行手法第 46 条の規定は、地方公共団体に課せられた義務規定である。

- (3) 処分庁には法律による留保原則が働くのであり、法には「謄本」、「抄本」を選択する条項はなく、「対象者外」を記載する項目もないし、そのように処分する権限もない。

本件課長通知は単なる行政規則にとどまり、国民を拘束する強制力はないと言ふべきであり、戸籍の附票の写しの交付にあたって請求事由との関係で必要な者に係る部分に限って交付するためには、請求者の同意が必要である。

- (4) 戸籍法改正の際、戸籍謄本の交付申請がなされた場合において、請求の目的から戸籍の抄本を交付すれば足りることが明らかである場合には、抄本の交付で足りるとの条項を設けることについて検討がされたが、同検討においては、請求の目的から戸籍抄本を交付すれば足りることが明らかであるかどうかの判断が困難であることを理由に、改正が見送られた。かかる経緯を踏まえれば、法第 20 条第 4 項に基づく戸籍の附票の交付請求においても、請求の目的の記載をもって当該請求が相当であるか否かの判断をすることは求められていないと言ふべきである。

5 処分庁の主張の要旨

本件申出書の「利用目的の種別」の「2 上記 1 以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合」の「業務の種類」の欄に、審査請求人の依頼者の叔母の「法定相続情報一覧図作成」と記載されている。それにもかかわらず、請求の内容は、法定相続人である審査請求人の依頼者の妹以外の者も含む全員の写しの請求となっていたため、法定相続人以外の者を含む全員の写しが必要となる理由を問い合わせた。しかし、審査請求人からは全員の写しを必要とする理由の回答がなかったため、本件申出を相当と認めることができず、本件処分を行ったものであるから、本件処分は適法かつ妥当である。

6 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「7 判断理由」に記載のとおりとしている。

7 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「7 判断理由」とおおむね同旨であり、次のとおりである。

(1) 認められる事実

ア 審査請求人は、依頼者からの依頼を受け、処分庁に対し、法第 20 条第 4 項に基づき、依頼者の妹の夫が筆頭者である戸籍の附票の全員の写しの交付請求（本件申出）を郵送で行い、本件申出書が令和 7 年 1 月 31 日に処分庁へ到達した。

イ 本件申出書には次の記載がなされている。

(ア) 「請求の種別」の欄のうち、「戸籍」及び「戸籍の附票の写し」のチェック欄に「✓」（なお、「現戸籍の附票（全員 本籍筆頭者入り）」を請求する旨の補記がされている。）、通数について「各 1」通

(イ) 「筆頭者の氏名・世帯主の氏名」の欄に、依頼者の妹の夫の氏名

(ウ) 「請求に係る者の氏名」の欄に、依頼者の妹の氏名及び生年月日

(エ) 「利用目的の種別」の「2 上記 1 以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合」の欄のうち、「業務の種類」には依頼者の叔母の法定相続情報一覧図作成との記載があり、「依頼者の氏名又は名称」には請求に係る者の姉である依頼者の氏名の記載があり、「依頼者について該当する事由」のうち「国等に提出」のチェック欄に「✓」マーク、「上記に該当する具体的事由」には「●●法務局への提出書類作成」との記載がある。

ウ 処分庁は、本件申出書の記載だけでは、依頼者の叔母の法定相続情報一覧図を作成するために、依頼者の叔母の法定相続人に該当しない者について記載のある戸籍の附票の全員の写しが必要となる理由が不明であったため、審査請求人に対し、筆頭者を含む全員が記載された戸籍の附票の写しが必要である理由を問い合わせた。

エ しかし、審査請求人から当該理由についての回答はなく、審査請求人は、令和 7 年 2 月 17 日、処分庁に対し、本件申出に対して不交付決定を行うことを求める旨のメールを送信した。

オ そこで、処分庁は、令和 7 年 3 月 5 日、審査請求人に対し、本件申出は戸籍の附票の全員の写しを求めるものであるが、本件申出書の記載だけでは申出に係る者以外の戸籍の附票の写しを必要とする理由が把握できず、また審査請求人に問い合わせても回答が得られなかったことから、利

用の目的が具体的に明らかにされたとはいえず、本件申出が法第 20 条第 4 項に基づく申出として相当であると認められないとして、本件処分を行った。

(2) 争点に対する判断

ア 本件処分に違法又は不当な点があるか

- (7) 法第 20 条第 4 項は、市町村長は、当該市町村が備える戸籍の附票について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同条第 3 項各号に掲げる者に該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる旨規定している。

本件では、法第 20 条第 4 項に規定されているこれらの要件のうち、本件申出が相当と認められるかが問題となる。

- (4) この点、審査請求人は、本件申出書の「業務の種類」の欄に依頼者の叔母の法定相続情報一覧図作成と記載しつつも、依頼者の叔母の法定相続人以外の者についての記載を含めた戸籍の附票の写しを求めている。

しかし、法定相続情報一覧図の作成には、法定相続人となる者の現住所を記載すれば足りるのが通常であるから、戸籍の附票に法定相続人以外の者の記載は必要ないはずである。

したがって、「法定相続情報一覧図の作成」を目的として、法定相続人以外の者についての記載のある戸籍の附票を取得する必要性は認め難く、その必要性を基礎づける具体的な理由が示されない限り、当該申出の相当性を認めることはできないというべきである。

- (9) 処分庁は、本件申出書の記載内容だけでは、依頼者の叔母の法定相続人に該当しない者について記載のある戸籍の附票の写しを取得する必要性を基礎づける具体的理由は認められなかったため、審査請求人に対し説明を求めたが、審査請求人はこれを明らかにしなかったものである。

かかる事情の下において、本件申出に相当性があると認めることはできない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

イ 審査請求人の主張について

- (ア) 審査請求人は、法第 20 条第 4 項に基づく申出について、申出に係る者以外の戸籍の附票の写しを必要とする理由の説明を処分庁から求められたが、「日本司法書士会連合会 1 号書式」において記載を求められていないことから、当該事項を説明しなかったことを理由として申出を拒否すべきではないと主張する。

しかし、当該様式は法令により定められたものではないから、処分庁が説明を求めた事項についての記載欄がないことをもって、説明を要しないということにはならない。「法定相続情報一覧図の作成」を目的として戸籍の附票を請求する場合で、法定相続人となる者以外についての記載のある戸籍の附票を請求するのであれば、その必要性を基礎づける具体的な理由が必要であることは、上記ア(イ)に述べたとおりである。

- (イ) 次に、審査請求人は、その主張の趣旨は判然としないものの、本件処分について、行手法第 46 条の規定を根拠として何らかの手続違反を主張するようである。しかし、同条はあくまで努力義務を定めた規定にすぎず、仮にこれに違反したとしても直ちに処分の違法事由となるものではない。

したがって、審査請求人の主張は失当である。

- (ウ) さらに、審査請求人は、戸籍の附票の全部の写しの交付を求められた場合に、本件課長通知に基づき、請求事由との関係で必要な者に係る部分に限って交付するには、法律による留保原則がある以上、請求者の同意が必要であるとも主張する。しかし、本件は、本件申出に対して行政証明不交付通知がされた事案であって、戸籍の附票の一部の写しを交付したものではない。

したがって、審査請求人の主張は当たらない。

- (エ) また、審査請求人は、戸籍法改正の議論に鑑みれば、処分庁は法第 20 条第 4 項に基づく申出が相当であるか否かについて判断することを求められていないとも主張する。しかし、戸籍法改正に関する議論は、戸籍謄本の交付申請がなされた場合において、抄本の交付で足りるとの条項を設けるか否かに関して行われたものであり、法第 20 条第 4 項の申出について、処分庁がその相当性の有無を判断すべきか否かとは前

提を異にする。

したがって、審査請求人の主張は、その前提を欠く。

(オ) 審査請求人が当審査会に提出した主張書面による理由提示の不備等に関する主張及び審査請求人のその他の主張は、いずれも上記判断を左右するものではない。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、6の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和7年6月26日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和7年7月17日	・ 弁明書等の受理
令和7年7月28日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書等の提出依頼
令和7年9月21日	・ 反論書の受理
令和7年9月24日	・ 反論書（副本）の送付
令和7年9月29日	・ 弁明書2等の提出依頼
令和7年10月20日	・ 弁明書2等の受理
令和7年10月22日	・ 弁明書2（副本）の送付及び反論書2等の提出依頼
令和7年11月15日	・ 再反論書の受理
令和7年11月19日	・ 再反論書（副本）の送付
令和8年4月21日	・ 審理手続の終結
令和8年4月27日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和8年5月12日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和8年6月9日	・ 調査審議
令和8年7月14日	・ 調査審議
令和8年8月3日	・ 主張書面及び資料の受理
令和8年8月12日	・ 調査審議

別紙

関係法令等の定め

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）

（本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付）

第 12 条の 3 市町村長は、前 2 条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第 7 条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 8 号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第 7 項において同じ。）のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- 三 前 2 号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

2 市町村長は、前 2 条及び前項の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

3 前項に規定する「特定事務受任者」とは、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（弁理士法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。

4 第 1 項又は第 2 項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 申出者（第 1 項又は第 2 項の申出をする者をいう。以下この条において同

じ。)の氏名及び住所(申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者の氏名及び住所

三 当該申出の対象とする者の氏名及び住所

四 第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用の目的

五 第2項の申出の場合にあつては、前項に規定する特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称(当該受任している事件又は事務についての業務が裁判手続又は裁判外手続における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務その他の政令で定める業務であるときは、当該事件又は事務についての資格及び業務の種類)

六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
(戸籍の附票の写しの交付)

第20条 (第1項及び第2項省略)

3 市町村長は、前2項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しで第17条第2号から第6号までに掲げる事項のみが表示されたものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前2号に掲げる者のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

4 市町村長は、前3項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、第12条の3第3項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

- 5 第 12 条第 2 項から第 7 項までの規定は第 1 項の請求について、第 12 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は第 2 項の請求について、第 12 条の 3 第 4 項から第 9 項までの規定は前 2 項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
- (表省略)

個人情報の保護に関する法律の全面施行に伴う住民基本台帳事務の取扱いに係る留意事項について（平成 17 年 2 月 24 日総行市第 192 号総務省自治行政局市町村課長通知。以下「本件課長通知」という。）

(1 及び 2 省略)

- 3 住民票の写し・住民票記載事項証明書・戸籍の附票の写しの交付について
- ((1) 及び (2) 省略)
- (3) 戸籍の附票の写しの交付については、従来から住民票の写しの交付に準じた取扱いとされているところであるが、個人情報保護の観点から、戸籍の附票の写しの交付にあたっては、戸籍の附票に記載されている者のうち請求事由との関係で必要な者に係る部分に限って、交付することが適当であること。